

平成30年度 第5回  
美里町上下水道事業経営審議会会議録

平成30年10月9日開催

様式第4号（第15条関係）

## 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会

2 開催日時 平成30年10月9日（火）午後2時から午後3時45分まで

3 開催場所 美里町水道事業所2階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

金子 浩一委員（会長）

中鉢 敏征委員（副会長）

佐々木 秀雄委員

柴田 修委員

（2）事務局

美里町水道事業所長 櫻井 純一郎

美里町水道事業所総務係長兼業務係長 高橋 勲

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題 平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会資料説明等

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

1人

8 会議資料

・平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会資料

## 開 会

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、定刻の2時となりましたので、平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会を始めたいと思います。

次第に沿って始めさせていただきたいと思います。

次第1、委嘱状交付。こちら前任の松坂委員が異動によりまして今回委員の引き継ぎという形で、柴田支店長様にお願いすることとなりました。ご承諾をいただきましたので、改めて委嘱状の交付からさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、柴田 修様、その場でご起立をお願いいたします。

○所長（櫻井純一郎） 委嘱状、柴田 修様。あなたを美里町上下水道事業経営審議会委員に委嘱します。任期は平成32年8月5日までとします。平成30年10月9日、美里町長、相澤清一、代読。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（柴田 修） よろしく申し上げます。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） ありがとうございます。

それでは、順次次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、委員総数の2分の1以上が出席しているため、美里町上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

では、次第に移らせていただきたいと思います。

次第2、開会の挨拶。金子会長、よろしくお願いいたします。

○会長（金子浩一） 本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうで審議会5回目です。答申（案）の確定という形になっていくかと思っております。またどうぞご議論のほうよろしくお願いいたします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） ありがとうございます。

それでは、次第3、審議事項に移らせていただきたいと思います。

審議事項のご進行を、金子会長、よろしくお願いいたします。

○議長（金子浩一） では、審議事項（1）平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会資料についてになります。では、ご説明のほう事務局からよろしくお願いいたします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、平成30年度第5回美里町上下水道事業経営審議会説明資料について、ご説明させていただきます。着座でのご説明をさせていただきたいと思っております。

それではまず、資料の6ページごらんいただきたいと思います。

資料6ページ、表題のほうに、見直しによる配分原価（14%改定案）10月9日案とさせていただきます。

前回第4回目まで、各種改定率をお示しさせていただいたところになっております。今回事務局で若干の見直しをかけさせていただいた部分が、資料の中段にあたりにあります基本料金という表を見ていただきたいと思います。何が変更になったかといいますと、この基本料金の中の13ミリ、20ミリの改定後の料金税抜きという部分、あと改定率。この2つが若干動いております。

前回第4回の審議会の際に、各種調整の部分で、例えばこの部分を若干動かすことは可能なのかというご質問をいただいたことがあったかと思っております。こういった形での調整が可能であるというところと、あと今回ご注目いただきたいのが、こちらの部分、13ミリが改定料金税抜きで前回までお示しさせていただいた資料より20円増額となっております。改定率につきましても33.3%まで上がっています。逆に20ミリのほう、前回お示しさせていただいたときの料金より、2,310円となっている部分、ここを20円下げております。改定率につきましても32.8%となっております。こちらのほう見ていただくとおわかりかと思うんですが、各改定率、13ミリ、20ミリにつきましても、およそ33%の改定率となっております。それ以外の25ミリから100ミリにつきましても、14%の改定率というふうにさせていただいております。

では、なぜ今回こういうふうな見直し案をご提示させていただいたかというところについてご説明させていただきたいと思います。もし前々回の第3回でお示しさせていただきました9月4日の改定案の資料のほうありましたら、18ページをごらんいただければと。そちらを見ながらご確認いただければと思います。

前々回9月4日にお配りさせていただいた資料の18ページになります。皆さんよろしいでしょうか。では、18ページと本日お渡しした6ページの資料について見比べていただくとわかるかと思っておりますが、基本的に先ほどお話しさせていただきましたように、25ミリから100ミリまでの水道料金の設定につきましても、こちら一律およそ14%という形にさせていただいております。先ほどお話しさせていただいたように、13ミリと20ミリについては今回の案で調整のほうをかけさせていただきました。こちらなんですけれども、前回まででお示しさせていただきました13ミリのものと、改定の料金が1,060円、改定率にしまして30.9%という改定率になっていました。これを今回1,080円、20円引き上げさせていただいたと。改定率はそうしますと33.3%というふうにさせていただいております。

なぜ前回までこちら30.9%という数字にさせていただいていたかという部分になるのですが、やはりこの13ミリの口径の利用者様というのが、例えばひとり暮らしの高齢者の方でありますとかそういった方が多い口径にはなってきていると。ある程度福祉的な配慮という部分を想定した上で、前回改定率ベースで30.9%という数字、金額ベースで1,060円という数字を設定させていただいております。ただ、今回見直しさせていただいた背景というのが、やはり水道料金の逡増制をまず採用するかどうかという部分で、福祉的配慮を念頭に置くのではなくて、個別原価によった形での算定のほうがよろしいのではないかというふうに考えた部分です。仮に福祉的配慮を考えるのであれば、例えば逡増料金体系をとる場合ですと、小さい口径のお客様の改定率というのが平均的には下がるような方向になりますので、基本料金の部分はあえてここを特別な配慮等はしないで、なるべく個別原価に近いような水準で料金を上げさせていただくということも、一つ考え方としては大事なのかなというふうに考えました。

そのため、今回のこちら10月9日案につきましては、先ほどお話しさせていただいたように13ミリの改定料金税抜きで1,080円、20ミリですと2,310円というふうにさせていただいて調整を図りました。このことによりまして、13ミリ、20ミリがおよそ33%の改定率に整えたような格好になっております。

資料の前段につきましては、今までと同様です、どういうふうな形で各項目を算定したかという部分になりますので、本日は説明のほうは省略させていただきたいと思います。

さらに見ていただきたいのが、資料の7ページになります。

資料の7ページの場合ですと、さきにご説明させていただいた部分と大きくは、やはり変わりはございません。13ミリ、20ミリの改定率が若干変わるくらいの変更があるのですが、それ以外の部分では大きな変更等はございません。こちらのほうで出させていただいている水量料金の改定案につきましても、変更はございません。一本の場合ですと207円、仮に逡増制を採用する場合ですと203円と210円ですとか、もう一つ案として出させていただいているのが200円と212円のパターンというものもお示しさせていただいております。

先ほどお話しさせていただいたように、逡増制を採用する場合ですと、やはり改定率という部分では引き下がる傾向にあるかと思っております。それらを踏まえた形で今回基本料金のほうを先ほど調整させていただいた内容となっております。

次に、ページ数10ページ、11ページごらんいただきたいと思っております。

こちら基本料金の13ミリ、20ミリを見直しさせていただいた結果として、これまでの料金よりも収益自体は下がるような格好になります。各ページの一番最後の表の部分を見ていただき

たいのですけれども、少し灰色に色塗りさせていただいている部分ですね。給水収益の合計（税抜）というふうにしている部分です。31億5,123万1,606円というふうな部分。これが今回この算定期間内で見込まれる給水収益の合計額になります。その下に総括原価を載せさせていただいております。見ていただくとおわかりのとおり、総括原価はクリアできる水準の収益が上がるという部分です。これが水量料金を207円と考えた部分の収益の合計額の見込みとなっております。

11ページが、水量料金の通増制を採用した場合で、203円、210円のパターンで、給水収益の合計を見ますと、31億5,233万9,706円という数字の部分になります。こちらも同様に総括原価はクリアできる水準が見込まれるというふうになっております。

それ以降、12ページ、13ページごらんいただきたいと思います。

今回の改定案の10月9日案という形で、同様に投資・財政計画をおつくりさせていただきました。今までとやはり大きく余り変わりはありません。若干前回までお話しさせていただいたパターンに比べますと、やはり収益のほうが若干落ちるという部分がございます。

次に、16ページごらんいただきたいと思います。

16ページですが、今回の料金算定期間内の話ではございますが、各改定率別の比較表をつけさせていただきました。まず平成31年度から順に見ていただきたいと思いますと思うんですが、平成31年度の現行料金体系のものと、前回お示しさせていただいた12%改定案、もう一つが14%改定案①とさせていただきます。この14%改定案①が、前回第4回まででご説明させていただいた案がこちら。14%改定案②とさせていただいたもの、これが本日10月9日案とさせていただいているものの表です。そしてもう一つが16%改定案というふうなものになっております。

特に各表ごらんいただくと一目瞭然かなというふうに思います。平成31年度で現行料金体系ですと6億2,526万6,000円くらいの収益だったものが、各改定率を上げることによりまして、こういった形でやはり収益として上がるという部分が比較検討できるかと思います。特に下のほうにございます当期純利益という部分、平成31年度ですと現行料金体系でマイナスの440万2,000円だったものが、改定を行うことで純利益が生じさせられるようになるというふうに、この表でもご確認いただけるかと思っております。

次に、18ページ、19ページごらんいただきたいと思います。

18ページ、19ページが、同じく改定率別に比較表を作成させていただいたものになってくるのですが、積立金残高等もやはりこちら、平成32年度、平成33年度となってくると、各改定率ベースでかなり開き、差が出てくるような形になってくるというのがご確認いただけるかと

思います。

次に、20ページ、21ページごらんいただきたいと思います。

20ページ、21ページ、こちらにつきましては各改定率の、今度は水道料金の逦増を採用した場合の表となっております。今まで18ページ等でお示しさせていただいたものは、水量料金の部分を一本で算定した場合の料金の比較表。こちらが逦増制を採用した場合の比較表というふうになっております。こちらも同様です。こちら今までご説明させていただいた内容の部分の比較表となっております。

こちらが本日の第5回の審議会の説明資料の説明となります。

追加で本日お渡ししました口径13ミリの少量使用者の料金の推移という資料、こちらについて引き続きご説明のほうをさせていただきます。

○所長（櫻井純一郎） かわりまして、口径13ミリの少量使用者の水量料金の推移、あと口径20ミリの少量使用者の水量料金の推移の資料を、当日資料としてお手元のほうに配付させていただいております。

少量使用者イコール低所得者ということではないんですが、少量使用者における水道料金がどのように今回の改定に伴って変動していくかをまとめてみました。

口径13ミリの使用水量から話をしていきますが、左側から13ミリで用途別の料金とありますけれども、これは合併当時、平成18年1月に合併していますが、合併当時の水道料金です。今回の審議会でもお話ししていますが、平成25年度、平成26年度の改定で現在の口径別料金体系に変わってございましたが、それ以前は用途別料金体系でございました。生活用、家庭用あるいは営業用という形で、用途の違いによって基本料金が変わってくるというようなものでございました。左から言っていきますが、小牛田地域、南郷地域ということで、合併に伴いまして料金体系はすぐに統一することはできませんでしたので、両地域での差異がございました。小牛田地域につきましては、基本料金が基本水量10 $\text{m}^3$ 当たり1,900円というようなことで、メーター使用料につきましては20円ということで、10 $\text{m}^3$ までは1,920円というようなことでございます。南郷地域につきましては、基本料金が1,900円で、従量料金が1 $\text{m}^3$ から10 $\text{m}^3$ までが1 $\text{m}^3$ 当たり84円ということで、1 $\text{m}^3$ ごとに従量料金84円が加算となるような形の料金体系としております。平成25年の改定当時の、このときに口径別料金に変えておりますが、基本料金が810円で、従量料金が180円ということで、このような形で、水量0 $\text{m}^3$ の場合ですと810円、水量が10 $\text{m}^3$ 使った場合は2,610円というような口径料金体系に変えております。その際に用途別と口径別の料金体系に変えた場合の対比が、真ん中付近の合併時と平成25年度の対比という形でお示

しをさせていただいております。

平成31年の改定ということで、きょうお示ししました203円、こちらは203円というのは従量料金が203円での試算をした場合ということで、あと基本料金は1,080円という形で、きょうの10月9日提案のもので計算した場合の水道料金となります。水量0 m<sup>3</sup>の場合は1,080円、10 m<sup>3</sup>になりますと3,110円となりまして、合併時と今回の改定案、平成31年度改定するというようなことで対比した場合、小牛田の場合ですと、合併時は1,920円に対して、今回の改定案でいきますと1,080円となりまして、合併時の水準よりも840円少なくなっているというような形になっております。南郷につきましては、820円合併時の水準に比べて低くなっております。なお、水量を10 m<sup>3</sup>使った場合につきましては、小牛田については1,190円高くなる水準となります。また、南郷につきましては410円高くなるような水準となっております、平成25年と平成31年の対比につきましてはお示しのとおりでございます。

あと、隣町の類似団体という形で涌谷町の水道料金をお示しさせていただきました。涌谷町の場合、13口径の基本料金は1,350円です。水量が0 m<sup>3</sup>の場合ですと1,350円、使用水量が10 m<sup>3</sup>になりますと2,730円ということで、平成31年の改定案と涌谷町を比べてみますと、大体使用水量4 m<sup>3</sup>まであたりにつきましては、涌谷町よりも水準が低いという形になっております。

下のほうが口径20ミリの少量使用者の水道料金の推移ということで、同じような考え方でお示しをしているということで、参考にしていただきたいと思っております。

したがいまして、口径別13ミリを見ますと、大体5、6 m<sup>3</sup>の場合ですと、当時の用途別料金体系の水準とほぼ同じような形になっているということで、推移という形でお示しをさせていただきましたので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（金子浩一） よろしいでしょうか。それではどうもありがとうございました。

本日補足資料も1枚、ご説明をいただきました。

そうしますと、この後（2）以降でも水量等細かく分けてやっていきますが、まず（1）の今ご説明いただいた内容でご質問などありましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。大体今まで説明していただいたところと、あと修正していただいた点なので、何となく皆さん理解はしやすかったのかなとは感じるんですけども。よろしいですか。

なければ、いずれ（2）以降でまた再度一個一個数字の確認になりますので、もし何か、今全体の質問はないということで閉じさせていただいて、（2）に進めてまいりたいと思っております。

まず、（2）の水道料金改定率についてですけれども、これはもう事務局から説明なしに、



ここでお聞きするという形でよろしいですか。（「はい」の声あり）

そうしますと、ずっと第1回目から様子を見てきて、12%、14%、16%で考えてきました。これまでの議論を踏まえて、まずパーセンテージですと14%はどうかということで進めてまいりました。まずこのパーセンテージについていかがでしょうか。ご意見あるいは質問などがありましたら、またお願いします。

○委員（中鉢敏征） 前回の説明で14%というのは確認してきたんですね、前回の説明では。だから今回も14%でいくといいですね。本日は14%でいかがですかね、私はよろしいと思うんですけども。

○議長（金子浩一） 何しろ前回も大分ここ議論したところで、14%で落ちついてはきたところでしたので、前回はあくまで案の案という形で進めていたので、復習、おさらいにはなるでしょうが、14%で特に異論などなければ、じゃあ14%でまた（3）以降で進めてまいりたいと思うのですが、よろしいですかね。（「はい」の声あり）では、ありがとうございました。では、（2）は14%で、引き続き（3）以降もじゃあそれをもとに進めてまいりたいと思います。

では、次に（3）基本料金の配分についてですけども、こちらはいかがでしょうか。

○委員（佐々木秀雄） これも30から35%ぐらいがよろしいかと思うんですが。

○議長（金子浩一） これも前回議論してきたところで、本日13ミリ、20ミリのところで少し修正案をいただいたというところでした。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では、若干補足させていただきたいと思います。

先ほどご説明させていただいた部分と重複する部分あるかと思いますが、本日10月9日案でご提示させていただいたものが、13ミリ、20ミリともおよそ33%の改定率になる案をお示しさせていただいております。個別原価、日本水道協会の算定要領に従った形での個別原価にはなりますが、9月4日の資料の16ページごらんいただきたいと思います。こちら13ミリの改定率、税抜き改定率の部分が49.4%、あと20ミリのほうが39.1%となっております。こちら見ていただくとおわかりのとおり、ほかの口径よりももちろんこの口径がしっかりと料金を上げさせていただきたいという部分であると同時に、前回ですと実はこちら13ミリのほうが30.9%の改定率にとどまっていたところがございます。これが先ほどちょっとお話しさせていただいた、福祉的な配慮の部分でそういった形をとらせてはいただいていたんですが、水道料金算定要領に基づいた個別原価でいえば、やはり13ミリもしっかり上げさせていただきたいという部分が必要なかなというふうに考えております。逆に言えば、前回までご説明させていただいている部分の料金改定案で13ミリに対する配慮ができていたものにはなっているのかなというふうな面

も致します。

ただ、仮に今後の（３）以降の審議で、逓増料金をまず採用するのかどうかという部分からご審議いただく形になると思うのですが、仮に逓増料金を採用した場合ですと、小さい口径のお客様に対する配慮はその部分でできるのかなというふうに考えました。あえて今回13ミリのほうを引き上げさせていただいて、20ミリのほうを引き下げさせていただいたのが、個別原価に対する部分の考え方とそういった福祉的配慮の部分の基本料金と水量料金で一旦分けて考えたような形で、今回の案をご提示させていただいたところとなっております。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

ちょっと今回（２）、（３）、（４）と分けているので、実際には総合して落ちついてきた案なので、一個一個ちょっと今までのいろいろな配慮といったものがあるんだと思いますが、じゃあ改めて基本料金の配分ですけれども、本日この6ページを中心としたということで、皆さんご異論とかなければ、このパターンで（３）までご了承いただいたという形で進めるということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、ありがとうございます。（３）の基本料金の配分については、本日ご提案いただいた案で進めさせていただくということで。

では（４）なんかも答えがセットになるので、（４）の逓増制についてですけれども、こちらはいかがでしょう。前回から逓増しない場合とする場合で一応2つ並べて、ずっと資料を比べてまた議論もしてまいりました。前回までだと、一応逓増でいかがでしょうかという形ではずっと会議の中では進んでまいったところです。

いかがでしょうか。具体的には10㎡までは203円で多く使われたら210円という逓増型になりますけれども、この数値も含めて、公的な観点でそういう計算もされていることまできょうご説明いただきました。

こちら前回からずっとしてきている話ですので、特にまたご異論がなければ、じゃあこちら逓増のほうで進めるという形でまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。では、（４）は逓増制と、従来どおりで進めていくということしていきたいと思います。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 済みません、よろしいでしょうか。

うちのほうでお示しさせていただいている各種、一本の場合と逓増制の場合の資料について、本日の資料ですと7ページの部分なのですが、この中で逓増制を採用する場合でも料金のほうを3パターン試算させていただいております。今回ご審議いただく部分で、どのパターンをとるかという部分もひとつご審議いただきたい部分というふうに考えるのですが。

○議長（金子浩一） きょうメインは②の203円、210円で説明いただきましたが、一応ほかのほうも試算していただいて、③が200円と212円であるということですが。

ちょっと改めまして、②の案で、こちらメインで話を進めてしまいましたが、一応ほかにも案がある中で、特に②の203円、210円でよろしいか。あるいはほかのほうもメリットがあるのなら、もっと別のご意見ありましたら。

○委員（柴田 修） 前回のお話をお聞きしたときに、200円、212円の案だと水需要の低下の懸念があるんじゃないかというところで、その懸念事項から考えると203円、210円案というのが、この案の中では適切な中に入ってくるんじゃないかというご意見があったかと思うんですけども。私もそういうふうを考えていまして。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

前回のご議論で、水需要が減少するリスクも考えられるということで、③よりは②のほうがというのも意見としてありました。

ほかにかがででしょうか。あと特にご意見ないようでしたら、②の203円、210円の案で進めたいと思います。よろしいでしょうか。どうもご意見ありがとうございました。

では（5）の答申（案）についてですけども、事務局よろしくお願いします。

○所長（櫻井純一郎） それでは、（5）の答申（案）について説明したいと思います。

それで、これまでの第5回までの審議会の意見を踏まえましてまとめの段階となっておりますので、答申（案）のたたき台ということで、これが全てではございませんので、委員の皆様方にこれまでの意見を踏まえながら手直しをしていただきたいと思いますと考えております。読んで説明してまいります。

（案）。平成30年10月、日づけは空欄です。

美里町長、相澤清一殿。美里町上下水道事業経営審議会会長、金子浩一。

水道料金の改定について（答申）。

平成30年8月6日付で諮問があった件について、審議を行った結果、本審議会として意見が集約されたので、下記のとおり答申する。

料金改定は、住民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、実施までに十分な周知期間の設定及び周知活動を行い、水道料金の引き上げの必要性や水道施設等の整備計画について丁寧に説明し、住民の理解が正しく得られるように努められたい。

なお、今後の水道事業の経営に当たり、引き続き「安全で安心な水の安定供給」を確保し、より一層の経営努力をするよう申し添える。

#### 1、料金改定。

水需要の動向、企業債の償還、石綿セメント管などの老朽管更新事業と耐震化事業などの必要性及び水道事業の経営状況から判断すると、水道料金を改定することが必要であると考え。

#### 2、料金算定期間。

料金算定期間を平成31年10月から平成36年3月までの4年6カ月間とする。

#### 3、料金改定率。

平均改定率約12%、約14%、約16%による財政シミュレーションを検討した結果、平均改定率、本日の意見で、平均改定率約14%の引き上げとすることが妥当であると考え。

#### 4、料金体系。

(1) 水需要の増減に収入が影響を受けない料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を現行の30%から35%へ高めることが妥当であると考え。

(2) 従量料金は均一料金制が原則と考えるが、基本料金の割合を高めたことから、水量10m<sup>3</sup>以下の従量料金を負担軽減するため逓増制を維持することが妥当である。

#### 4、経営における基本目標を次の3点とし、経営の安定を図ること。

(1) 単年度黒字の維持。収益的収支の黒字化を維持する。

(2) 企業債残高の縮減。負担を次世代に先送りしないよう、企業債の発行額は、元金償還金の範囲内とし、企業債残高を着実に縮減させる。

(3) 資金残高の確保。現金預金の適正残高の水準は、おおむね給水収益と同額程度とされていることから、将来的な現金預金残高の目標を給水収益の1年分程度とする。

#### 5、水道料金表（案）。

こちらのほうは本日の意見をまとめて入れていきたいと思いますが、お示しのとおり、きょうの10月9日案のものがこちらのほうに入っています。

#### 6、付帯意見。

(1) 水道料金見直しの定期的な検討ということで、今後の経営状況などを踏まえ、水道料金見直しの必要性を定期的に検討すること。ということで、こちらの付帯意見のほうは、これまでの審議内容を反映してこの文を入れました。今後これまでの審議を踏まえながら付帯意見などについては追加等していきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（金子浩一） どうもありがとうございました。

では、今までの意見をまとめていただきましたけれども、黒丸のところは14%で確定することと、5番の空欄のところは本日いただいた10月9日案をまとめるということと、あ

とはこの文言で答申という形にしていく、多分誤字脱字はないかとは思いますが、何かありましたらご意見いただいて、ここで本文のほうを確定というか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲）　そうですね。次回10月23日、第6回目審議会を予定しております。まず前段で、本日見ていただいた内容に、例えば付帯意見の追加がないかとか、そういった部分を追加・修正等をする機会がやはり必要かと思えます。10月23日の前段でそういった時間を設けさせていただきまして、その後それらが各委員の皆様からご了承いただいたものを確定案とさせていただきたいと思えますので、もし次回までにこちら見ていただきまして、次回開催前にある程度の修正案等がもしいただけるのであれば、そちらのほうも検討させていただいて反映したものというのが必要になってくるかというふうに考えております。

○議長（金子浩一）　5回までの内容と、10月23日までに修正箇所があれば、現時点でもあればここで意見を出していただいて。付帯意見の追加などももしあるようでしたら、きょうもしくは再来週までにご意見を頂戴という形になるかと。まず現時点では、きょういただいたペーパーで疑問点、あとは修正する点などありましたらお伺いしたいと思えますが。

○委員（中鉢敏征）　1つだけ確認してよろしいですか。

私どもの審議会に、町長さんから諮問ということで料金の改定についてというのをいただきましたね。こういう中身というのは、町長さんはこれ出しているからわかるんですけど、議員さんたちというのは、こういう経緯、例えば石綿のやつが何キロあるとか、それから駅前ややつが何キロあるとかって、これ全部直していかないといけないんですよね。こういうのは議員さんはわかっているんですか。

○所長（櫻井純一郎）　石綿管の残距離数などについては、この間決算議会もありましたので、そういった部分で担当する分科会のほうでは説明をしております。

なお、今後この審議会を受けて町の方針を最終決定しまして、それをまとめて、今後議会のほうに提案していきます。前回の改定を見ますと、議会に提案してから民生の分科会に付託されて、具体的な審議がされます。

最終的に決めるのは議会ですので、こういった意見など、審議会でこのような経過があったという諮問、答申の内容を今後説明していく流れとなります。

○委員（中鉢敏征）　ちょっとそこら辺、これがわからないと、これ理解できないよね。どこかというのをね。これ見てびっくりしたんですよ。公務員のやり方では潰れるもんね、絶対。金額。こういうのを頭に入れながら、改定案をつくっていかないと。（「そうですよね」の声あり）わかりました。

○議長（金子浩一） その辺は周知されているということで、（「はい」の声あり）そこは大丈夫かと。

ほかにもっとご意見などありましたらお願いします。

○委員（佐々木秀雄） 町長さんからの諮問内容に沿った答申だと思います。

○委員（柴田 修） 済みません、1個質問なのですが、4番の（3）で資金残高の確保というのがありまして、資金残高の水準がおおむね給水収益と同額程度という表記になっているのですが、この部分というのは、目安というのはいかなる年度あたりを言っているものなんでしょうか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では、その部分についてご説明させていただきます。

本日の資料の中でいいますと、12ページごらんいただきたいと思います。

12ページの投資・財政計画という部分で、10月9日案のものです。平成40年度をごらんいただきたいと思います。（「40年、一番最後のね」の声あり）はい、一番最後の部分です。

（1）の料金収入、ここが給水収益をあらわす部分になるのですが、平成40年度の給水収益見込みが6億9,134万8,000円というふうになっております。さらに下のほうを見ていただきますと、うち現金預金残高という部分がございます。平成40年度で、およそですけれども7億4,511万9,000円の現金預金が確保できる水準になると。先ほどこちらの答申書の案のほうにお示しさせていただいたのが、やはり単年度のこの料金収入の収益と同程度の現金確保がひとつ目標水準になってくるのかなという部分がございます。平成39年度までですと、若干現金預金残高のほうが少ないような格好になっております。比較していただく部分がまずこの2つの部分になっているということです。

○委員（柴田 修） そうすると、料金算定期間を超えた計画で見るとというイメージになりますか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） そうですね。実は今回の、例えば16%改定案ですと、やはりもう少し現金の推移も回復が見てとれます。本日の資料の20ページ等を見ていただきたいと思います。

20ページの、同じく改定率別の料金収入の比較出させていただいている部分もそうですが、料金収入自体は改定によりまして大体、12%改定案でも6億8,924万2,000円、16%改定案でいきますと7億1,536万9,000円というふうになると。現金のほうも同様に変わっていきます。12%改定案の場合ですと3億8,630万4,000円で、今回ご採用いただきましたのが14%改定②というものになってまいります。こちら料金逦増版の場合ですと、大体14%改定案②で見ますと

4億1,785万4,000円くらいの現金を確保できます。16%改定案を見ていただきますと、4億4,953万8,000円というふうになると。

どの改定案をとった場合もそうですが、今回の料金改定案、例えば平成35年のところ見ていただくと、同様の部分です、平成35年度の現金水準が14%改定案②ですと4億5,792万9,000円になるんですが、16%改定案ですと5億1,578万2,000円となると。16%改定案の場合でも、今回ここに書かせていただいた目標の現金預金残高には届かないような推計が見てとれます。

今回ここに「将来的な」という部分を入れさせていただいたのですが、仮に今回の算定期間内にこの目標をクリアしようと思うと、もっともっと高い改定率設定が必要になってきます。町民の皆様に対するご負担を一気に増加させるような話にもなってくるのが考えられます。

また、今回の算定期間内が特に企業債償還のピークが訪れる期間になっておりますので、より現金が減少する期間ということも言えますので、ここは今回算定期間内に無理にこの目標を達成するというのではなくて、将来的に安定経営を見込むためにはやはりここが一つ水準になりますので、まずここを目指していくためにしっかりと上げていただくような部分になるのかなというふうに思っております。

○議長（金子浩一） それでは改めまして、またご意見などありましたらお願いします。

あとはよろしいでしょうか。ではまたちょっと中間期間ありますので、何かありましたら、じゃあ事務局さんにお答えいただく形でいいですか。（「はい」の声あり）もしありましたらそんな形で、再来週に最終案を確認ということになるかと。（5）のほうを終わりたいと思います。どうもご意見ありがとうございました。

では、引き続き4番の閉会の挨拶に入りたいと思います。中鉢副会長、お願いいたします。

○副会長（中鉢敏征） 5回目ですが、町長さんに答申するまで大分いろいろ議論してまいりましたが、本当にご苦労さまでした。今後もひとつよろしくお願いします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では、委員の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、本日第5回美里町上下水道事業経営審議会のほう、閉会とさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

閉 会

上記会議の経過は、美里町水道事業所長 櫻井純一郎の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員